3　警戒区域における警戒避難体制の整備等

(一)　市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとした。（第八条第一項関係）

(1)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3)　災害対策基本法第四八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(4)　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(5)　救助に関する事項

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(二)　市町村防災会議は、(一)により市町村地域防災計画において(一)の(4)に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における(一)の(4)の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、(一)の(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めることとした。（第八条第二項関係）

(三)　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等を住民等に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第八条第三項関係）

4　土砂災害警戒情報の提供

(一)　都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六〇条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（以下「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととした。（第二七条第一項関係）

(二)　(一)による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるものを明らかにしてすることとした。（第二七条第二項関係）

5　避難のための立退きの指示等の解除に関する助言

市町村長は、災害対策基本法第六〇条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができることとし、この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をすることとした。（第三二条関係）

6　地方公共団体への援助

国土交通大臣は、この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととした。（第三六条関係）

7　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

**◇関税暫定措置法の一部を改正する法律**（法律第一一〇号）（財務省）

1　牛肉に係る特別セーフガード措置の導入

豪州産牛肉の輸入数量が一定の数量を超えた場合に適用される税率を経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）により引き下げられた税率から現行の税率に戻す特別セーフガード措置に係る規定を設けるとともに、既存の牛肉に係る関税の緊急措置について所要の規定を整備することとした。（関税暫定措置法第七条の五及び第七条の八関係）

2　飼料用麦に係る譲許の便益の適用

飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦について、税関の監督の下で当該用途に使用されることを確保するための制度に係る規定を設けるとともに、既存の麦に係る特別緊急関税について所要の規定を整備することとした。（関税暫定措置法第七条の三、第九条の二、第一一条、第一五条及び第一六条関係）

3　締約国原産品であることの確認

輸入申告がされた貨物が経済連携協定に基づく協定締約国の原産品であることを確認するための手続等に係る規定を整備することとした。（関税暫定措置法第一二条の二関係）

4　施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行することとした。

---

**◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一一一号）（農林水産省）

1　特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を二年延長し、平成二八年一二月三日までとすることとした。（附則第三条第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

---

**◇経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律**（法律第一一二号）（財務省）

1　目的

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実に行うための措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　オーストラリア税関当局に対する情報提供

(一)　申告原産品に関し、オーストラリア税関当局から協定に基づく本邦の原産品（以下「特定原産品」という。）であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められた場合に、当該情報に関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれておりその関係者の同意がない場合等を除き、財務大臣がその求めに応じることとした。（第三条第一項関係）

(二)　財務大臣は、オーストラリア税関当局からの情報の提供の求めに応じようとするとき、又は求めに応じないこととするときは、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第三条第三項関係）

3　特定原産品申告書等の作成した者の書類の保存

特定原産品申告書等を作成した者が、輸出された物品が特定原産品であることを明らかにするための書類を五年間保存しなければならないこととした。（第四条関係）

4　税関職員による質問検査等

税関職員が、必要な限度において、特定原産品申告書等を作成した者等に対し、資料の提出の求めや質問検査をすることができることとした。（第五条関係）